

一般社団法人日本外科学会 入会規則案(定款施行細則第1号)

現行(社団法人)

新案(一般社団法人;差異点____)

第1条 この法人(以下、本会と略記)の入会については、本会の定款に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 定款第5条の規定によって本会の正会員として入会することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 1) 外科学に関する知識又は経験を有する医師
- 2) 外科学に関する知識を有する医学士又は学士(医学)
- 3) その他理事会によって前2号のいずれかに準ずると認められた者

第3条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書(様式第1号)に、すべての所定事項を記入し、当該年度の会費を添えて、本会事務所に提出しなければならない。

2 入会申込書には、本会代議員又は本会指定施設の指導責任者の入会推薦書を添付しなければならない。

第4条 本会の会員になろうとする者は、定款第6条及び前条に定めるもののほか、入会手数料として2,000円を納入しなければならない。

第5条 既納の入会手数料は、いかなる事由があっても返還しない。ただし、理事会が入会を承認しなかったときは、入会申込書に添えて提出された当該年度の会費は、これを返還する。

第6条 この規則は、理事会及び総会の議決によって変更することができる。

第7条 この規則は、理事会及び総会の議決によって廃止することができる。

【新設】

第1条 この法人(以下、本会と略記)の入会については、本会の定款に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 定款第5条の規定によって本会の正会員として入会することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 1) 外科学に関する知識又は経験を有する医師
- 2) 外科学に関する知識を有する医学士又は学士(医学)
- 3) その他理事会によって前2号のいずれかに準ずると認められた者

第3条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書(様式第1号)に、すべての所定事項を記入し、当該年度の会費を添えて、本会事務所に提出しなければならない。

2 入会申込書には、本会代議員又は本会指定施設の指導責任者の入会推薦書を添付しなければならない。

第4条 本会の会員になろうとする者は、定款第6条及び前条に定めるもののほか、入会手数料として2,000円を納入しなければならない。

第5条 既納の入会手数料は、いかなる事由があっても返還しない。ただし、理事会が入会を承認しなかったときは、入会申込書に添えて提出された当該年度の会費は、これを返還する。

第6条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって変更することができる。

第7条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって廃止することができる。

第8条 この規則に定める入会申込書及び入会推薦書の提出については、インターネットを介するものを含むこととする。

附則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人日本外科学会 会費規則案(定款施行細則第2号)

現行(社団法人)

第1条 この法人(以下、本会と略記)の会費については、本会の定款に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 本会の正会員(以下、正会員と略記)の会費は、年額10,000円とする。ただし、毎年3月1日現在において満80歳に達している者であつて、かつ、引き続き40年以上、正会員である者については、本人の申請により、総会の議決を経て、当該年度以降の会費の納入を免除する。

第3条 会費は、当該会計年度の間に、年額の全額を納入しなければならない。

2 本条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由のため当該会計年度の間に会費を納入できない正会員は、当該会計年度の開始前であっても、会費を納入することができる。

3 前項の規定によって当該会計年度の開始前に会費を納入した後に会費の年額が変更されたときは、次の各号の規定を適用する。

1) 会費の減額によって生じた剰余金は、次年度の会費の一部又は全部に充当する。

2) 会費の増額によって生じた不足金は、前項に規定したやむを得ない理由の消滅した後に速やかに納入する。

【新設】

第4条 会費は、年額を分割して納入することができない。
【新設】

第5条 この規則は、理事会及び総会の議決によって変更することができる。

第6条 この規則は、理事会及び総会の議決によって廃止することができる。

新案(一般社団法人:差異点____)

第1条 この法人(以下、本会と略記)の会費については、本会の定款に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 本会の正会員(以下、正会員と略記)の会費は、年額10,000円とする。ただし、毎年2月1日現在において満80歳に達している者であつて、かつ、引き続き40年以上、正会員である者については、本人の申請により、社員総会の決議を経て、当該年度以降の会費の納入を免除する。

第3条 会費は、当該会計年度の間に、年額の全額を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由のため当該会計年度の間に会費を納入できない正会員は、当該会計年度の開始前であっても、会費を納入することができる。

3 前項の規定によって当該会計年度の開始前に会費を納入した後に会費の年額が変更されたときは、次の各号の規定を適用する。

1) 会費の減額によって生じた剰余金は、次年度の会費の一部又は全部に充当する。

2) 会費の増額によって生じた不足金は、前項に規定したやむを得ない理由の消滅した後に速やかに納入する。

4 本条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由のため当該会計年度の間に会費を納入できなかった正会員は、当該会計年度の終了後2年以内であれば、会費を納入することができる。

第4条 会費は、年額を分割して納入することができない。

第5条 定款第11条の規定による休会の期間は、会費の納入を免除する。

第6条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって変更することができる。

第7条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって廃止することができる。

附則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人日本外科学会 役員・代議員等選任規則案(定款施行細則第3号)

現行(社団法人)

新案(一般社団法人;差異点____)

第1章 役員の選任

第1節 総則

(適用)

第1条 この法人(以下、本会と略記)の役員は、本会の定款に定められたことのほか、この規則によって選任する。

(選任の方法)

第2条 理事長を除く役員の選任は、総会に出席した代議員の無記名投票の選挙によって行。ただし、委任状による投票は、これを認めない。

(開票立会人)

第3条 役員の選挙に当たって、議長は、総会に出席した代議員の中から、2名以上の開票立会人を指名する。

2 開票立会人は、開票を監督し、その選挙に関して生じた疑義を処理する。

(投票の無効)

第4条 次の各号の投票は、これを無効とする。

1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの。

2) 被選挙権有権者でない者の氏名を記載したもの。ただし、投票を連記によって行った場合は、被選挙権有権者でない者の氏名を記載したものだけを無効とする。

3) 記載した氏名を確認できないもの。

4) 連記投票において同一の被選挙権有権者の氏名を重複して記載したもの。ただし、この場合は1票だけを有効とし、他を無効とする。

5) 単記投票において複数の氏名を記載し、又は連記投票において定められた連記数を超える数の氏名を記載したもの。ただし、この場合はその投票のすべてを無効とする。

6) 議長によって投票の終了が告げられるまでに投票されなかったもの。

(得票数の同数)

第5条 役員の選挙において、得票数が同数の者のうち、ある者だけを当選者としなければならない場合は、開票立会人が抽籤によって当選者を決定する。

第2節 理事及び監事の選任

(選任の時期)

第6条 理事及び監事は、代議員選挙の行われた年の総会で選任する。

(理事の選任)

第7条 選挙によって選任される代議員(以下、選挙代議員と略記)及び選挙によらないで選任される代議員(以下、非選挙代議員と略記)並びに非選挙代議員の候補者(以下、非選挙代議員候補者と略記)は、理事の候補者(以下、理事候補者と略記)になることができる。ただし、理事の通算任期を満了した者は、理事候補者となることができない。

2 理事候補者になろうとする者は、理事長が定めた期日の午後5時までに到着するよう、書留郵便によって、その旨を理事長に届け出なければならない。

3 前項に定める届出は、所定の用紙を用いて行い、理事候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を記載しなければならない。

第1章 役員の選任

第1節 総則

(適用)

第1条 この法人(以下、本会と略記)の役員は、本会の定款に定められたことのほか、この規則によって選任する。

(選任の方法)

第2条 理事長及び副理事長を除く役員の選任は、社員総会に出席した代議員の無記名投票の選挙によって行。以下、削除

(開票立会人)

第3条 役員の選挙に当たって、議長は、社員総会に出席した代議員の中から、2名以上の開票立会人を指名する。

2 開票立会人は、開票を監督し、その選挙に関して生じた疑義を処理する。

(投票の無効)

第4条 次の各号の投票は、これを無効とする。

1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの。

2) 被選挙権有権者でない者の氏名を記載したもの。ただし、投票を連記によって行った場合は、被選挙権有権者でない者の氏名を記載したものだけを無効とする。

3) 記載した氏名を確認できないもの。

4) 連記投票において同一の被選挙権有権者の氏名を重複して記載したもの。ただし、この場合は1票だけを有効とし、他を無効とする。

5) 単記投票において複数の氏名を記載し、又は連記投票において定められた連記数を超える数の氏名を記載したもの。ただし、この場合はその投票のすべてを無効とする。

6) 議長によって投票の終了が告げられるまでに投票されなかったもの。

(得票数の同数)

第5条 役員の選挙において、得票数が同数の場合は、開票立会人が抽籤によって当選者を決定する。

第2節 理事及び監事の選任

(選任の時期)

第6条 理事及び監事は、代議員選挙の行われた年の社員総会で選任する。

(理事の選任)

第7条 代議員は、理事の候補者(以下、理事候補者と略記)になることができる。ただし、第9条に定める理事の通算任期を満了した者又は選任される年の3月31日現在において満66歳に達している者は、理事候補者となることができない。

2 理事候補者になろうとする者は、理事長が定めた期日の午後5時までに到着するよう、書留郵便によって、その旨を理事長に届け出なければならない。

3 前項に定める届出は、所定の用紙を用いて行い、理事候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を記載しなければならない。

一般社団法人日本外科学会 役員・代議員等選任規則案(定款施行細則第3号)

現行(社団法人)

- 4 理事長は、理事の選挙を行う総会の10日前までに到着するよう、理事候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を掲載した理事選挙広報を代議員及び非選挙代議員候補者に送付する。
- 5 選挙は、理事候補者を被選挙権有権者として行い、それぞれの代議員が投票する数は14名とする。
- 6 得票数の最も多かった者から、順次、14名までの理事候補者を当選者とする。ただし、理事候補者数が14名を超えないときは、総会の議決によって、選挙を行うことなく理事候補者を理事として選任することができる。
- 7 本条第2項に定めた期日までに理事に欠員を生じたときは、前回の理事選挙における次点者を繰り上げて補充することができる。
- (監事の選任)

第8条 監事の候補者(以下、監事候補者と略記)は、代議員及び非選挙代議員候補者とする。ただし、監事の通算任期を満了した者は、監事候補者としてすることができない。

- 2 監事に届け出しようとする者は、前条第2項に定めた期日の午後5時までに到着するよう、書留郵便によって、その旨を理事長に届け出るものとする。
- 【新設】

- 3 選挙は、監事候補者を被選挙権有権者として行い、それぞれの代議員が投票する数は3名とする。
- 4 得票数の最も多かった者から、順次、3名までの監事候補者を当選者とする。
- 5 前条第2項に定めた期日までに監事に欠員を生じたときは、前回の監事選挙における次点者を繰り上げて補充することができる。
- (次点者の順位)

第9条 理事及び監事の選挙において、得票数が同数の候補者があるときは、開票立会人が、抽籤によって、その順位を決定し、総会の承認を受ける。

【新設】

(補欠選挙)

第10条 第7条第7項及び第8条第5項の規定にかかわらず、次点者を繰り上げることができない場合は、補欠選挙を行って、理事及び監事を補欠で選任することができる。

- 2 前項に定める補欠選挙には、第7条及び第8条の規定を準用する。

(補欠役員の任期)

第11条 補欠によって選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、通算3期を超えることができない。

新案(一般社団法人;差異点____)

- 4 理事長は、理事の選挙を行う社員総会の10日前までに到着するよう、理事候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を掲載した理事選挙広報を代議員に送付する。
- 5 選挙は、理事候補者を被選挙権有権者として行い、それぞれの代議員が投票する数は20名以内とする。
- 6 得票数の多い順に、20名までの理事候補者を理事に選任する。(以下、削除)
- 7 本条第2項に定めた期日までに理事に欠員を生じたときは、前回の理事選挙における次点者を繰り上げて補充することができる。
- (監事の選任)

第8条 代議員は、監事の候補者(以下、監事候補者と略記)になることができる。ただし、第9条に定める監事の通算任期を満了した者又は選任される年の3月31日現在において満66歳に達している者は、監事候補者となることができない。

- 2 監事候補者になろうとする者は、前条第2項に定めた期日の午後5時までに到着するよう、書留郵便によって、その旨を理事長に届け出なければならない。

3 前項に定める届出は、所定の用紙を用いて行い、監事候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を記載しなければならない。

4 理事長は、監事の選挙を行う社員総会の10日前までに到着するよう、監事候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を掲載した監事選挙広報を代議員に送付する。

- 5 選挙は、監事候補者を被選挙権有権者として行い、それぞれの代議員が投票する数は3名以内とする。

6 得票数の多い順に、3名までの監事候補者を監事に選任する。

- 7 前条第2項に定めた期日までに監事に欠員を生じたときは、前回の監事選挙における次点者を繰り上げて補充することができる。

【削除】

(役員の任期)

第9条 理事は、再任を妨げない。ただし、第13条第2項に定める理事長としての通算任期を除いて、通算3期を超えることができない。

2 監事は、再任されることができない。

(補欠選挙)

第10条 第7条第7項及び第8条第7項の規定にかかわらず、次点者を繰り上げることができない場合は、補欠選挙を行って、役員を補欠で選任することができる。

- 2 前項に定める補欠選挙には、第7条及び第8条の規定を準用する。

(補欠役員の任期)

第11条 補欠によって選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、第13条第2項に定める理事長としての通算任期を除いて、通算3期を超えることができない。

一般社団法人日本外科学会 役員・代議員等選任規則案(定款施行細則第3号)

現行(社団法人)

2 補欠によって選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、通算2期を超えることができない。

第3節 理事長の選任

(理事長の選任)

第12条 理事長の選任は、代議員選挙の行われた年の総会終了後に行う。

(理事長の任期)

第13条 理事長の任期は、定款第16条の規定にかかわらず、選任された時に始まり、次期理事長が選任された時に終わる。

【新設】

(幹事)

第14条 理事長はその業務の補佐、若しくは定期学術集会の主宰を補佐させるため、会員の中から幹事を委嘱することができる。

2 幹事は、無給とする。ただし、幹事には費用を弁済することができる。

第2章 代議員の選任

第1節 総則

(適用)

第15条 代議員は、本会の定款に定められたことのほかは、この規則によって選任する。

(代議員の区分)

第16条 代議員は、その選任の方法により、選挙代議員と非選挙代議員とに区分する。

第2節 選挙代議員の選任

(選挙代議員の定数)

第17条 選挙代議員の定数は、250名以上270名以内とする。

(選挙管理委員会)

第18条 選挙代議員の選挙(以下、選挙と略記)を管理するため、本会に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会の委員は、会員の中から、理事長が、第19条に定める選挙区について、それぞれ1名ずつ委嘱する。

3 選挙管理委員会の委員長は、委員の中から理事長が委嘱する。

(選挙区及び選挙区別の定数)

第19条 選挙区は、別表のとおりとする。

2 各選挙区における選挙代議員の定数は、選挙のつど、理事会が決定し、選挙管理委員会は、これを第20条及び第21条に定める有権者に公告する。

3 前項に定める公告は、第26条に定める選挙の公告と同時に行うものとする。

(選挙権の有権者)

新案(一般社団法人;差異点〳〵)

2 補欠によって選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができない。

第3節 理事長及び副理事長の選任

(理事長及び副理事長の選任)

第12条 理事長及び副理事長の選任は、代議員選挙の行われた年の社員総会終了後に行う。

(理事長及び副理事長の任期)

第13条 理事長及び副理事長の任期は、定款第16条の規定にかかわらず、選任された時に始まり、次期理事長及び次期副理事長が選任された時に終わる。

2 理事長及び副理事長は、再任を妨げない。ただし、通算2期を超えることができない。

(幹事)

第14条 理事長はその業務の補佐、若しくは定期学術集会の主宰を補佐させるため、会員の中から幹事を委嘱することができる。

2 幹事は、無給とする。ただし、幹事には費用を弁済することができる。

第2章 代議員の選任

第1節 総則

(適用)

第15条 本会の代議員は、本会の定款に定められたことのほかは、この規則によって選任する。

【削除】

第2節 代議員の選任

【削除】

(選挙管理委員会)

第16条 代議員の選挙(以下、選挙と略記)を管理するため、本会に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会の委員は、会員の中から、理事長が、第17条に定める選挙区について、それぞれ1名ずつ委嘱する。

3 選挙管理委員会の委員長は、委員の中から理事長が委嘱する。

(選挙区及び選挙区別の定数)

第17条 選挙区は、別表のとおりとする。

2 各選挙区における代議員の定数は、選挙のつど、理事会が決定し、選挙管理委員会は、これを第18条に定める有権者に公告する。

3 前項に定める公告は、第23条に定める選挙の公告と同時に行うものとする。

(有権者)

一般社団法人日本外科学会 役員・代議員等選任規則案(定款施行細則第3号)

現行(社団法人)

新案(一般社団法人;差異点____)

第20条 選挙権の有権者は、次の各号の会員とする。

1) 正会員であつて、かつ、選挙が行われる前年の9月30日(必着)までに、当該会計年度の会費及び前年度会計年度の会費が本会の会計に入金したことを選挙管理委員会が確認した者

2) 特別会員

3) 名誉会員

4) 本会会費規則第2条ただし書の規定により会費の納入を免除された正会員

2 前項第1号の規定にかかわらず、9月30日が土曜日である場合は前日に、日曜日である場合は前々日に、それぞれ入金の日を繰り上げるものとする。

(被選挙権の有権者)

第21条 被選挙権の有権者は、選挙が行われる前年の9月30日において、引続き5年以上、正会員であつて、かつ、選挙が行われる前年の9月30日(必着)までに、その会費が本会の会計に入金したことを選挙管理委員会が確認した者とする。

2 前条第2項の規定は、本条の場合に準用する。

(有権者の所属する選挙区)

第22条 有権者の所属する選挙区は、選挙が行われる前年の6月1日現在の主たる勤務地によって定める。ただし、現に勤務していない者は居住地による。

(有権者名簿)

第23条 選挙管理委員会は、次の各号の会員について、それぞれ選挙区ごとの第1次有権者名簿を作成し、選挙が行われる前年の8月31日までに会員に送付する。

1) 正会員であつて、かつ、選挙が行われる前年の6月1日までに、その会費が本会の会計に入金したことを選挙管理委員会が確認した者

2) 特別会員

3) 名誉会員

4) 本会会費規則第2条ただし書の規定により会費の納入を免除された正会員

2 選挙管理委員会は、正会員であつて、かつ、選挙が行われる前年の6月2日から9月30日(必着)までの間に、その会費が本会の会計に入金したことを選挙管理委員会が確認した者について、それぞれ選挙区ごとの第2次有権者名簿を作成し、選挙が行われる前年の11月15日までに有権者に送付する。

3 本条第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、6月1日又は9月30日が土曜日である場合は前日に、日曜日である場合は前々日に、それぞれ入金の日を繰り上げるものとする。

(有権者名簿に対する異議)

第18条 有権者は、選挙が行われる前年の9月30日の午後5時(必着)までに、当該会計年度までの会費の全額が本会の会計に入金したことを選挙管理委員会が確認した正会員とする。特別会員、名誉会員及び本会会費規則第2条ただし書の規定により会費の納入を免除された正会員は、有権者にならない。

2 前項の規定にかかわらず、9月30日が土曜日である場合は前日に、日曜日である場合は前々日に、それぞれ入金の日を繰り上げるものとする。

【削除】

(有権者の所属する選挙区)

第19条 有権者の所属する選挙区は、選挙が行われる前年の6月1日現在の主たる勤務地によって定める。ただし、現に勤務していない者は居住地による。

(有権者名簿)

第20条 選挙管理委員会は、選挙が行われる前年の6月1日の午後5時(必着)までに、当該会計年度までの会費の全額が本会の会計に入金したことを選挙管理委員会が確認した正会員について、それぞれ選挙区ごとの第1次有権者名簿を作成し、選挙が行われる前年の8月31日までに会員に送付する。

2 選挙管理委員会は、選挙が行われる前年の6月2日から9月30日の午後5時(必着)までの間に、当該会計年度までの会費の全額が本会の会計に入金したことを選挙管理委員会が確認した者について、それぞれ選挙区ごとの第2次有権者名簿を作成し、選挙が行われる前年の11月15日までに有権者に送付する。

3 前2項の規定にかかわらず、6月1日又は9月30日が土曜日である場合は前日に、日曜日である場合は前々日に、それぞれ入金の日を繰り上げるものとする。

(有権者名簿に対する異議)

一般社団法人日本外科学会 役員・代議員等選任規則案(定款施行細則第3号)

現行(社団法人)

第24条 有権者は、有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めたときは、第1次有権者名簿については9月30日までに、第2次有権者名簿については11月30日までに、選挙管理委員会に異議の申立をすることができる。ただし、本項に定める期日が土曜日である場合は前日に、日曜日である場合は前々日に、それぞれ本項に定める期日を繰り上げるものとする。

2 前項の異議の申立は、異議の内容を明記し、かつ、自筆によって署名押印した文書をもって、前項に定める期日の午後5時までに必ず到着するよう、書留郵便によって、異議を申し立てる有権者本人が行わなければならない。その他の方法による異議の申立は、これを受理しない。

3 選挙管理委員会は、異議が正当であると認めたときは、有権者名簿を訂正し、その旨を必要な範囲において、有権者に通知しなければならない。

4 選挙管理委員会は、異議が正当でないと認めたときは、異議を申し立てた有権者本人に、その旨を通知しなければならない。

5 前項の規定によって、異議が正当でない旨を有権者本人に通知した後は、同一の内容にかかわる異議の申立は、これを受理しない。

(選挙管理委員会による有権者名簿の訂正)

第25条 選挙管理委員会は、有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めたときは、有権者名簿を訂正し、その旨を必要な範囲において、有権者に通知しなければならない。

(選挙の公告)

第26条 選挙管理委員会は、選挙が行われる前年の12月20日までに、有権者に対して、文書によって選挙を実施することを公告しなければならない。

(候補者)

第27条 被選挙権の有権者は、選挙代議員候補者(以下、候補者と略記)になることができる。

2 候補者になろうとする者は、選挙の公告があった日から予め選挙管理委員会が定めた日の午後5時までに到着するよう、書留郵便によって、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。ただし、選挙が行われる年の3月31日現在において満66歳に達している者は候補者になることができない。

3 本条第1項の規定にかかわらず、書面をもって意思を表示することなく、引き続いて2回、総会に出席しなかった代議員は、その任期満了に伴う次期の選挙においては、候補者になることができない。

(候補者の推薦)

第28条 有権者は、被選挙権の有権者を候補者として推薦することができる。

2 有権者が候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ推薦しようとする者の承諾を得て、前条第2項に定める期間に到着するよう、書留郵便によって、有権者5名連署の上、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

3 本条第1項の規定にかかわらず、書面をもって意思を表示することなく、引き続いて2回、総会に出席しなかった代議員は、その任期満了に伴う次期の選挙においては、候補者として有権者の推薦を受けることができない。

(候補者の届出事項)

新案(一般社団法人:差異点____)

第21条 有権者は、有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めたときは、第1次有権者名簿については9月30日までに、第2次有権者名簿については11月30日までに、選挙管理委員会に異議の申立をすることができる。ただし、本項に定める期日が土曜日である場合は前日に、日曜日である場合は前々日に、それぞれ本項に定める期日を繰り上げるものとする。

2 前項の異議の申立は、異議の内容を明記し、かつ、自筆によって署名押印した文書をもって、前項に定める期日の午後5時までに必ず到着するよう、書留郵便によって、異議を申し立てる有権者本人が行わなければならない。その他の方法による異議の申立は、これを受理しない。

3 選挙管理委員会は、異議が正当であると認めたときは、有権者名簿を訂正し、その旨を必要な範囲において、有権者に通知しなければならない。

4 選挙管理委員会は、異議が正当でないと認めたときは、異議を申し立てた有権者本人に、その旨を通知しなければならない。

5 前項の規定によって、異議が正当でない旨を有権者本人に通知した後は、同一の内容にかかわる異議の申立は、これを受理しない。

(選挙管理委員会による有権者名簿の訂正)

第22条 選挙管理委員会は、有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めたときは、有権者名簿を訂正し、その旨を必要な範囲において、有権者に通知しなければならない。

(選挙の公告)

第23条 選挙管理委員会は、選挙が行われる前年の12月20日までに、有権者に対して、文書によって選挙を実施することを公告しなければならない。

(候補者)

第24条 有権者は、代議員候補者(以下、候補者と略記)になることができる。

2 候補者になろうとする者は、選挙の公告があった日からあらかじめ選挙管理委員会が定めた日の午後5時までに必ず到着するよう、書留郵便によって、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。(以下、削除)

3 本条第1項の規定にかかわらず、引き続いて2回、社員総会に出席しなかった代議員は、その任期満了に伴う次期の選挙においては、候補者になることができない。

(候補者の推薦)

第25条 有権者は、別の有権者を候補者として推薦することができる。

2 有権者が候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ推薦しようとする者の承諾を得て、前条第2項に定める期間に必ず到着するよう、書留郵便によって、有権者5名連署の上、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

3 本条第1項の規定にかかわらず、引き続いて2回、社員総会に出席しなかった代議員は、その任期満了に伴う次期の選挙においては、候補者として有権者の推薦を受けることができない。

(候補者の届出事項)

一般社団法人日本外科学会 役員・代議員等選任規則案(定款施行細則第3号)

現行(社団法人)

第29条 第27条及び第28条のそれぞれ第2項に定める届出は、所定の用紙を用いて行い、候補者の住所、氏名及び生年月日を記載しなければならない。

2 第28条第2項に定める届出には、前項に定める事項のほか、候補者を推薦しようとする有権者の住所を記載しなければならない。

3 第27条及び第28条のそれぞれ第2項に定める届出には、別に代議員選挙広報に掲載するための経歴及び抱負を記載した書面を添付することができる。

(選挙広報)

第30条 選挙管理委員会は、選挙期間中、候補者の氏名、経歴及び抱負を掲載した代議員選挙広報を、1回、発行する。

2 選挙管理委員会は、別に、代議員選挙広報に掲載するための候補者の氏名、経歴及び抱負の記載方法の細目を定め、これを公告する。

(選挙の期日)

第31条 選挙の期日は、2月15日とする。ただし、選挙が行われる年の2月15日が土曜日である場合は前日に、日曜日である場合は前々日に、それぞれ選挙の期日を繰り上げるものとする。

(投票)

第32条 投票は、有権者1名につき1票とする。

(投票の方法)

第33条 有権者は、選挙管理委員会から送付された投票用紙に、候補者1名の氏名を自書し、これを選挙の期日の午後5時までに必ず到着するよう、直接、選挙管理委員会あてに郵送するものとする。

2 投票は、無記名投票とする。

(開票)

第34条 開票は、選挙管理委員会がこれを行う。

2 選挙区ごとに作成された得票集計表には、開票を行った選挙管理委員がこれに署名しなければならない。

(投票の無効)

第35条 次の各号の投票は、これを無効とする。

1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの。

2) 候補者でない者の氏名を記載したもの。

3) 2人以上の氏名を記載したもの。

4) 候補者の氏名以外の事項を記載したもの。ただし、職業、身分又は敬称等を記入したものは有効とする。

5) 記載した氏名を確認できないもの。

6) 選挙の期日までに到着しなかったもの。

(当選の決定)

第36条 選挙代議員は、選挙区ごとに、得票数の最も多かった者から、順次、第19条第2項に定める定数までの候補者を当選者とする。

2 得票数が同数の候補者があるときは、選挙管理委員会が、抽籤によって、その順位を決定する。

3 選挙管理委員会は、選挙の結果を、速やかに公告する。

(無投票の選任)

第37条 候補者の数とその選挙区の選挙代議員の定数を超えない選挙区においては、投票を行うことなく、候補者を当選者とする。

(選挙代議員の任期)

新案(一般社団法人:差異点____)

第26条 前2条のそれぞれ第2項に定める届出は、所定の用紙を用いて行い、候補者の住所、氏名及び生年月日を記載しなければならない。

2 前条第2項に定める届出には、前項に定める事項のほか、候補者を推薦しようとする有権者の住所を記載しなければならない。

3 前2条のそれぞれ第2項に定める届出には、別に代議員選挙広報に掲載するための経歴及び抱負を記載した書面を添付することができる。

(選挙広報)

第27条 選挙管理委員会は、選挙期間中、候補者の氏名、経歴及び抱負を掲載した代議員選挙広報を、1回、発行する。

2 選挙管理委員会は、別に、代議員選挙広報に掲載するための候補者の氏名、経歴及び抱負の記載方法の細目を定め、これを公告する。

(選挙の期日)

第28条 選挙の期日は、2月15日とする。ただし、選挙が行われる年の2月15日が土曜日である場合は前日に、日曜日である場合は前々日に、それぞれ選挙の期日を繰り上げるものとする。

(投票)

第29条 投票は、有権者1名につき1票とする。

(投票の方法)

第30条 有権者は、選挙管理委員会から送付された投票用紙に、候補者1名の氏名を自書し、これを選挙の期日の午後5時までに必ず到着するよう、直接、選挙管理委員会あてに郵送するものとする。

2 投票は、無記名投票とする。

(開票)

第31条 開票は、選挙管理委員会がこれを行う。

2 選挙区ごとに作成された得票集計表には、開票を行った選挙管理委員がこれに署名しなければならない。

(投票の無効)

第32条 次の各号の投票は、これを無効とする。

1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの。

2) 候補者でない者の氏名を記載したもの。

3) 2名以上の氏名を記載したもの。

4) 候補者の氏名以外の事項を記載したもの。ただし、職業、身分又は敬称等を記入したものは有効とする。

5) 記載した氏名を確認できないもの。

6) 選挙の期日までに到着しなかったもの。

(当選の決定)

第33条 代議員は、選挙区ごとに、得票数の最も多かった者から、順次、第17条第2項に定める定数までの候補者を当選者とする。

2 得票数が同数の候補者があるときは、選挙管理委員会が、抽籤によって、その順位を決定する。

3 選挙管理委員会は、選挙の結果を、速やかに公告する。

(無投票の選任)

第34条 候補者の数とその選挙区の代議員の定数を超えない選挙区においては、投票を行うことなく、候補者を当選者とする。

(代議員の任期)

一般社団法人日本外科学会 役員・代議員等選任規則案(定款施行細則第3号)

現行(社団法人)

第38条 選挙代議員の任期は、その当選が決定した日に始まり、次の選挙において選挙代議員が決定する前日に終わる。

2 第37条の規定によって当選者となった者の任期は、前項の規定を準用する。

(欠員の補充)

第39条 選挙が行われた翌年の通常総会の前日までに選挙代議員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の議を経て、欠員を生じた選挙区における次点者を、選挙代議員として補充することができる。

2 前項の規定によって選挙代議員を補充したときは、理事長は、速やかにこれを公告する。

(選挙区の変更)

第40条 選挙代議員が所属する選挙区から移動したことによって、その選挙区に生じた選挙代議員数の減少については、その補充を行わない。

(選挙の疑義)

第41条 選挙代議員の選挙に関して疑義を生じたときは、選挙管理委員会の議決によって決定する。

第3節 非選挙代議員の選任

(選考委員会)

第42条 非選挙代議員候補者を選考するため、本会に非選挙代議員候補者選考委員会(以下、選考委員会と

2 選考委員会は、次の各号の委員によって構成する。

1) 理事長

2) 理事若干名

3) 理事及び監事以外の正会員若干名

3 理事長以外の委員は、理事長が委嘱する。

4 選考委員会の委員長は、理事長とする。

(選考)

第43条 選考委員会は、選挙代議員の選挙が行われる前年の9月に開催し、第44条に定める関連学会及びこれに準ずる団体において指導的な業績を挙げていると認められる者であって、かつ、本会の正会員である者の中から、非選挙代議員候補者を選考する。ただし、第47条に定めた通常総会が開催される年の3月31日現在において満66歳に達している者を非選挙代議員候補者として選考することができない。

2 本条第1項の規定にかかわらず、書面をもって意思を表示することなく、引き続いて2回、総会に出席しなかった非選挙代議員は、その任期満了に伴う次期の非選挙代議員候補者の選考においては、非選挙代議員候補者として選考されることができない。

(関連学会及びこれに準ずる団体)

第44条 関連学会及びこれに準ずる団体は、本会と緊密な提携関係にある他の学会及び団体の中から、選挙代議員の選挙が行われる前年の通常総会の議を経て決定された学会及び団体とする。

(非選挙代議員候補者の公告)

第45条 第43条の規定によって選考された非選挙代議員候補者は、あらかじめその者の承諾を得て、これを公告する。

(非選挙代議員候補者の資格の喪失)

第46条 非選挙代議員候補者は、選挙代議員候補者となったときは、非選挙代議員候補者としての資格を喪失する。

新案(一般社団法人;差異点____)

第35条 代議員の任期は、その当選が決定した日に始まり、次の選挙において代議員が決定する前日に終わる。

2 前条の規定によって当選者となった者の任期は、前項の規定を準用する。

(欠員の補充)

第36条 選挙が行われた翌年の通常総会の前日までに代議員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の決議を経て、欠員を生じた選挙区における次点者を、代議員として補充することができる。

2 前項の規定によって代議員を補充したときは、理事長は、速やかにこれを公告する。

(選挙区の変更)

第37条 代議員が所属する選挙区から移動したことによって、その選挙区に生じた代議員数の減少については、その補充を行わない。

(選挙の疑義)

第38条 代議員の選挙に関して疑義を生じたときは、選挙管理委員会の決議によって決定する。

【第3節はすべて削除】

一般社団法人日本外科学会 役員・代議員等選任規則案(定款施行細則第3号)

現行(社団法人)

新案(一般社団法人;差異点____)

2 前項の規定によって非選挙代議員候補者としての資格を喪失した者については、その補充を行わない。
(選任)

第47条 非選挙代議員候補者は、理事会及び通常総会の議決を経て、非選挙代議員として選任する。
(非選挙代議員の任期)

第48条 非選挙代議員の任期は、第47条に定めた通常総会の日に始まり、次々年度の通常総会の前日に終わる。
(欠員の補充)

第49条 選挙が行われた翌年の通常総会の前日まで非選挙代議員に欠員を生じたときは、理事長は、臨時選考委員会の選考及び理事会並びに総会の議決を経て、非選挙代議員を補充することができる。

2 前項の規定によって非選挙代議員を補充したときは、理事長は、速やかにこれを公告する。

第3章 会頭及び次期会頭の選任

(会頭及び次期会頭)

第50条 本会の代議員は、定期学術集会を主宰する者を、会頭として選任する。

2 本会の代議員は、次期定期学術集会を主宰する者を、次期会頭として選任する。

【新設】

3 会頭及び次期会頭は、理事会に参加して意見を述べることができる。

(会頭の選任)

第51条 会頭の選任は、次期会頭を次年度の会頭の候補者として、通常総会の議決によって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときに限って、会頭の選任は、選挙によって行う。

1) 会頭が欠け、かつ、総会が会頭を補充することを議決したとき。

2) 次期会頭を次年度の会頭の候補者としてすることができないとき。

3 前項に定める会頭の選挙は、次の各号の規定によって行う。

1) 代議員及び非選挙代議員候補者は、会頭の候補者(以下、会頭候補者と略記)になることができる。

2) 会頭候補者になろうとする者は、理事長が定めた期日の午後5時までに到着するよう、書留郵便によって、その旨を理事長に届け出なければならない。

3) 前号に定める届出は、所定の用紙を用いて行い、会頭候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴、所信及び定期学術集会の運営概要を記載しなければならない。

4) 理事長は、会頭の選挙を行う総会の10日前までに到着するよう、会頭候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴、所信及び定期学術集会の運営概要を掲載した会頭の選挙広報を代議員及び非選挙代議員候補者に送付する。

5) 会頭の選挙は、会頭候補者を被選挙権有権者として、単記投票によって行い、得票数の最も多かった者を当選者とする。

第3章 会頭及び次期会頭並びに次々期会頭の選任

(会頭及び次期会頭並びに次々期会頭)

第39条 本会の代議員は、定期学術集会を主宰する者を、会頭として選任する。

2 本会の代議員は、次期定期学術集会を主宰する者を、次期会頭として選任する。

3 本会の代議員は、次々期定期学術集会を主宰する者を、次々期会頭として選任する。

4 会頭及び次期会頭は、理事会に参加して意見を述べることができる。

(会頭の選任)

第40条 会頭の選任は、次期会頭を次年度の会頭の候補者として、社員総会の決議によって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときに限って、会頭の選任は、選挙によって行う。

1) 会頭が欠け、かつ、社員総会が会頭を補充することを決議したとき。

2) 次期会頭を次年度の会頭の候補者としてすることができないとき。

3 前項に定める会頭の選挙は、次の各号の規定によって行う。

1) 代議員は、会頭の候補者(以下、会頭候補者と略記)になることができる。

2) 会頭候補者になろうとする者は、理事長が定めた期日の午後5時までに必ず到着するよう、書留郵便によって、その旨を理事長に届け出なければならない。

3) 前号に定める届出は、所定の用紙を用いて行い、会頭候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴、所信及び定期学術集会の運営概要を記載しなければならない。

4) 理事長は、会頭の選挙を行う社員総会の10日前までに到着するよう、会頭候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴、所信及び定期学術集会の運営概要を掲載した会頭の選挙広報を代議員に送付する。

5) 会頭の選挙は、会頭候補者を被選挙権有権者として、単記投票によって行い、得票数の最も多かった者を当選者とする。

一般社団法人日本外科学会 役員・代議員等選任規則案(定款施行細則第3号)

現行(社団法人)

6) 前項の規定にかかわらず、会頭候補者が1名のときは、総会の議決によって、選挙を行うことなく会頭候補者を会頭として選任することができる。

7) 役員が会頭に選任された場合は、第53条の規定にかかわらず、選任された役員は、直ちに理事長に辞任を届け出なければならない。その際、理事長は理事会の議決を経ることなく、役員の辞任の届出を受理する。

(次期会頭の選任)

第52条 次期会頭の選任には、前条第3項の規定を準用する。この場合、同項の本文及び同項第1号並びに第7号に「会頭」とあるのは「次期会頭」と、同項第1号から第6号までに「会頭候補者」とあるのは「次期会頭候補者」と、同項の本文及び同項第4号並びに第5号に「会頭の選挙」とあるのは「次期会頭の選挙」と、それぞれ読み替えるものとする。

【新設】

新案(一般社団法人:差異点〻)

6) 前項の規定にかかわらず、会頭候補者が1名のときは、社員総会の決議によって、選挙を行うことなく会頭候補者を会頭として選任することができる。

7) 役員が会頭に選任された場合は、第43条の規定にかかわらず、選任された役員は、直ちに理事長に辞任を届け出なければならない。その際、理事長は理事会の決議を経ることなく、役員の辞任の届出を受理する。

(次期会頭の選任)

第41条 次期会頭の選任は、次々期会頭を次年度の次期会頭の候補者として、社員総会の決議によって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときに限って、次期会頭の選任は、選挙によって行う。

1) 次期会頭が欠け、かつ、社員総会が次期会頭を補充することを決議したとき

2) 次々期会頭を次年度の次期会頭の候補者としてできないとき。

3 前項に定める次期会頭の選挙は、前条第3項の規定を準用する。この場合、同項の本文及び同項第1号並びに第7号に「会頭」とあるのは「次期会頭」と、同項第1号から第6号までに「会頭候補者」とあるのは「次期会頭候補者」と、同項の本文及び同項第4号並びに第5号に「会頭の選挙」とあるのは「次期会頭の選挙」と、それぞれ読み替えるものとする。

(次々期会頭の選任)

第42条 次々期会頭の選任には、第40条第3項第1号から第6号までの規定を準用する。この場合、同項の本文及び同項第1号並びに第6号に「会頭」とあるのは「次々期会頭」と、同項第1号から第6号までに「会頭候補者」とあるのは「次々期会頭候補者」と、同項の本文及び同項第4号並びに第5号に「会頭の選挙」とあるのは「次々期会頭の選挙」と、それぞれ読み替えるものとする。

第4章 辞任

(役員の辞任)

第53条 役員を辞任しようとする者は、書面にて、その旨を理事長に届け出なければならない。

2 理事長は、理事会の議決を経て、辞任の届出を受理する。

(代議員の辞任)

第54条 代議員の辞任には、前条の規定を準用する。この場合、同条に「役員」とあるのは「代議員」と読み替えるものとする。

(会頭及び次期会頭の辞任)

第55条 会頭及び次期会頭の辞任には、第53条の規定を準用する。この場合、同条に「役員」とあるのは「会頭」と「次期会頭」とそれぞれ読み替えるものとする。

第5章 特別会員及び名誉会員

(特別会員候補者)

第4章 辞任

(役員の辞任)

第43条 役員を辞任しようとする者は、書面にて、その旨を理事長に届け出なければならない。

2 理事長は、理事会の決議を経て、辞任の届出を受理する。

(代議員の辞任)

第44条 代議員の辞任には、前条の規定を準用する。この場合、同条に「役員」とあるのは「代議員」と読み替えるものとする。

(会頭及び次期会頭並びに次々期会頭の辞任)

第45条 会頭及び次期会頭並びに次々期会頭の辞任には、第43条の規定を準用する。この場合、同条に「役員」とあるのは「会頭」及び「次期会頭」並びに「次々期会頭」とそれぞれ読み替えるものとする。

第5章 特別会員及び名誉会員

(特別会員候補者)

一般社団法人日本外科学会 役員・代議員等選任規則案(定款施行細則第3号)

現行(社団法人)

第56条 本会の特別会員は、本会の定款に定められたことのほかは、本条によって推薦する。

2 理事会は、会員の中から特別会員の候補者(以下、特別会員候補者と略記)を議決し、総会に推薦する。

3 特別会員候補者は、次の各号の条件をすべて満足する者でなければならない。

1) 年齢が満60歳を超えた者であること。

2) 通算10年以上、代議員であったこと又は代議員であること。

4 前項各号にかかわらず、理事会は、特別会員として特にふさわしい者を、議決により、特別会員候補者として総会に推薦することができる。

(名誉会員候補者)

第57条 本会の名誉会員は、本会の定款に定められたことのほかは、本条によって推薦する。

2 理事会は、会員の中から名誉会員の候補者(以下、名誉会員候補者と略記)を議決し、総会に推薦する。

3 名誉会員候補者は、年齢が満60歳を超えた者であり、かつ、次の各号のいずれかの条件を満足する者でなければならない。

1) 理事長又は会頭、若しくは次期会頭であったこと。

2) 理事の通算任期を満了した者であること。

4 前項各号にかかわらず、理事会は、名誉会員として特にふさわしい者を、議決により、名誉会員候補者として総会に推薦することができる。

第6章 名誉理事長又は名誉会頭若しくは名誉会長

(名誉理事長及び名誉会頭並びに名誉会長)

第58条 理事長は、理事会及び総会の議決を経て、この法人に対し特に顕著な貢献のあった名誉会員を、名誉理事長又は名誉会頭若しくは名誉会長として推薦することができる。

2 名誉理事長及び名誉会頭並びに名誉会長は、理事長及び理事会の諮問に応ずるものとする。

(名誉理事長候補者)

第59条 理事会は、名誉理事長の候補者(以下、名誉理事長候補者と略記)を議決し、総会に推薦することができる。

2 名誉理事長は、次の各号の条件をすべて満足する者でなければならない。

1) 年齢が満70歳を超えた者であること。

2) 理事長の通算任期を満了した者であること。

3) 名誉会頭又は名誉会頭の候補者(以下、名誉会頭候補者と略記)でないこと。

3 前項第1号及び第2号にかかわらず、理事会は、名誉理事長として特にふさわしい者を、議決により名誉理事長候補者として総会に推薦することができる。

(名誉会頭候補者)

第60条 理事会は、名誉会頭候補者を議決し、総会に推薦することができる。

2 名誉会頭は、次の各号の条件をすべて満足する者でなければならない。

1) 年齢が満70歳を超えた者であること。

2) 会頭であったこと。

3) 名誉理事長又は名誉理事長候補者でないこと。

新案(一般社団法人:差異点____)

第46条 本会の特別会員は、本会の定款に定められたことのほかは、本条によって推薦する。

2 理事会は、会員の中から特別会員の候補者(以下、特別会員候補者と略記)を決議し、社員総会に推薦する。

3 特別会員候補者は、次の各号の条件をすべて満足する者でなければならない。

1) 年齢が満60歳を超えた者であること。

2) 通算10年以上、代議員であったこと又は代議員であること。

4 前項各号にかかわらず、理事会は、特別会員として特にふさわしい者を、決議により、特別会員候補者として社員総会に推薦することができる。

(名誉会員候補者)

第47条 本会の名誉会員は、本会の定款に定められたことのほかは、本条によって推薦する。

2 理事会は、会員の中から名誉会員の候補者(以下、名誉会員候補者と略記)を決議し、社員総会に推薦する。

3 名誉会員候補者は、年齢が満60歳を超えた者であり、かつ、次の各号のいずれかの条件を満足する者でなければならない。

1) 理事長又は会頭、若しくは次期会頭であったこと。

2) 理事の通算任期を満了した者であること。

4 前項各号にかかわらず、理事会は、名誉会員として特にふさわしい者を、決議により、名誉会員候補者として社員総会に推薦することができる。

第6章 名誉理事長又は名誉会頭若しくは名誉会長

(名誉理事長及び名誉会頭並びに名誉会長)

第48条 理事長は、理事会及び社員総会の決議を経て、この法人に対し特に顕著な貢献のあった名誉会員を、名誉理事長又は名誉会頭若しくは名誉会長として推薦することができる。

2 名誉理事長及び名誉会頭並びに名誉会長は、理事長及び理事会の諮問に応ずるものとする。

(名誉理事長候補者)

第49条 理事会は、名誉理事長の候補者(以下、名誉理事長候補者と略記)を決議し、社員総会に推薦することができる。

2 名誉理事長は、次の各号の条件をすべて満足する者でなければならない。

1) 年齢が満70歳を超えた者であること。

2) 理事長の通算任期を満了した者であること。

3) 名誉会頭又は名誉会頭の候補者(以下、名誉会頭候補者と略記)でないこと。

3 前項第1号及び第2号にかかわらず、理事会は、名誉理事長として特にふさわしい者を、決議により名誉理事長候補者として社員総会に推薦することができる。

(名誉会頭候補者)

第50条 理事会は、名誉会頭候補者を決議し、社員総会に推薦することができる。

2 名誉会頭は、次の各号の条件をすべて満足する者でなければならない。

1) 年齢が満70歳を超えた者であること。

2) 会頭であったこと。

3) 名誉理事長又は名誉理事長候補者でないこと。

一般社団法人日本外科学会 役員・代議員等選任規則案(定款施行細則第3号)

現行(社団法人)

3 前項第1号及び第2号にかかわらず、理事会は、名誉会頭として特にふさわしい者を、議決により名誉会頭候補者として総会に推薦することができる。

(名誉会長候補者)

第61条 名誉会長の推薦には、第60条の規定を準用する。この場合、「会頭」とあるのは「会長」と、「名誉会頭」とあるのは「名誉会長」と、「名誉会頭候補者」とあるのは「名誉会長候補者」と、それぞれ読み替えるものとする。

第7章 規則の変更及び廃止

(規則の変更)

第62条 この規則は、理事会及び総会の議決によって変更することができる。

(規則の廃止)

第63条 この規則は、理事会及び総会の議決によって廃止することができる。

新案(一般社団法人:差異点〻)

3 前項第1号及び第2号にかかわらず、理事会は、名誉会頭として特にふさわしい者を、決議により名誉会頭候補者として社員総会に推薦することができる。

(名誉会長候補者)

第51条 名誉会長の推薦には、前条の規定を準用する。この場合、「会頭」とあるのは「会長」と、「名誉会頭」とあるのは「名誉会長」と、「名誉会頭候補者」とあるのは「名誉会長候補者」と、それぞれ読み替えるものとする。

第7章 規則の変更及び廃止

(規則の変更)

第52条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって変更することができる。

(規則の廃止)

第53条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって廃止することができる。

附則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の役員は、社団法人日本外科学会の役員と同一とする。この場合、第9条にかかわらず、役員の通算任期は、社団法人日本外科学会の役員の通算任期を継承し、監事は、通算2期まで再任されるものとする。

3 第1項の附則にかかわらず、この規則は、平成23年9月29日から、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記の日まで、社団法人日本外科学会役員・代議員等選任規則(定款施行細則第3号)として準用する。この場合、次に掲げるとおり読み替えるものとする。

1) 第18条に「9月30日」とあるのは「11月15日」と読み替えるものとする。

2) 第19条に「6月1日」とあるのは「9月30日」と読み替えるものとする。

3) 第20条第1項に「6月1日」とあるのは「9月30日」と、「8月31日」とあるのは「10月31日」と、それぞれ読み替えるものとする。

4) 第20条第2項に「6月2日から9月30日」とあるのは「10月1日から11月15日」と、「11月15日」とあるのは「12月15日」と、それぞれ読み替えるものとする。

5) 第20条第3項に「6月1日又は9月30日」とあるのは「9月30日又は11月15日」と読み替えるものとする。

6) 第21条第1項に「9月30日」とあるのは「11月15日」と、「11月30日」とあるのは「12月27日」と、それぞれ読み替えるものとする。

一般社団法人日本外科学会 委員会規則案(定款施行細則第4号)

現行(社団法人)

第1条 この規則は、この法人(以下、本会と略記)が設置する委員会について適用する。ただし、本会役員・代議員等選任規則(定款施行細則第3号)及び本会外科専門医制度規則(定款施行細則第10号)によって設置される委員会のうち、専門医制度委員会を除く他の委員会には適用しない。

第2条 本会に、本会の事業を円滑に遂行するため、委員会を設置することができる。

第3条 委員会の設置及び廃止は、理事会の議決によって行う。

第4条 委員会の委員長及び委員は、委員会内規に別に定められた場合を除き、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。ただし、監事である者は、規則で定められた場合を除き、委員長及び委員に委嘱することができない。

第5条 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

2 前項にかかわらず、理事長は、委員長及び委員を交代又は増員することができる。ただし、交代又は増員された委員長及び委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 本条第1項及び第2項は、平成22年3月1日から施行する。

第6条 委員会は、この規則に定められたことのほかは、理事会の承認によって決定された委員会内規にしたがって運営する。

2 委員会内規は、理事会の承認によって変更することができる。

第7条 この規則は、理事会及び総会の議決によって変更することができる。

第8条 この規則は、理事会及び総会の議決によって廃止することができる。

新案(一般社団法人;差異点〻)

第1条 この規則は、この法人(以下、本会と略記)が設置する委員会について適用する。ただし、本会役員・代議員等選任規則(定款施行細則第3号)及び本会外科専門医制度規則(定款施行細則第8号)によって設置される委員会のうち、専門医制度委員会を除く他の委員会には適用しない。

第2条 本会に、本会の事業を円滑に遂行するため、委員会を設置することができる。

第3条 委員会の設置及び廃止は、理事会の決議によって行う。

第4条 委員会の委員長及び委員は、委員会内規に別に定められた場合を除き、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。ただし、監事である者は、規則で定められた場合を除き、委員長及び委員に委嘱することができない。

第5条 委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

2 前項にかかわらず、理事長は、委員長及び委員を交代又は増員することができる。ただし、交代又は増員された委員長及び委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

【削除】

第6条 委員会は、この規則に定められたことのほかは、理事会の決議によって決定された委員会内規にしたがって運営する。

2 委員会内規は、理事会の決議によって変更することができる。

第7条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって変更することができる。

第8条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって廃止することができる。

附則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人日本外科学会 代議員規則案(定款施行細則第5号)

現行(社団法人)

第1条 この法人(以下、本会と略記)の代議員については、本会の定款に定められたことのほか、この規則による。

第2条 代議員は、本会の民法上の社員として、本会の目的を達成するため次の義務を履行しなければならない。

- 1) 本会の総会(以下、総会と略記)に出席すること。
- 2) 本会の事業を推進すること。
- 3) 本会の適正な運営を図ること。
- 4) 総会が代議員の義務として定めた事項を履行すること。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示しなければならない。この場合、意思を表示する書面は、遅くとも7日前までに本会の事務所に到着するよう、書留郵便によって提出しなければならない。
- 3 前項の規定によって書面をもって意思を表示した代議員が、書面を提出した後に出席できない理由の消滅したときは、その者が総会に出席することを妨げない。
- 4 あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示せず、かつ、理事長の通知した開催時刻を過ぎて30分後までに総会の会場に入場しなかった代議員は、総会に出席しなかったとみなす。ただし、やむを得ない理由のため総会に出席できなかったと理事会が認めたときは、本項を適用しない。
- 5 代議員は、前項の規定によって総会に出席しなかったとみなされた後においても、総会の会場に入場することができる。
- 6 前項の規定によって総会の会場に入場した代議員は、入場した後の総会の議事について、本会の民法上の社員としての権利を行使することを妨げず、かつ、義務を履行することを妨げない。

第3条 代議員は、次の各号の一に該当するときは、その任期満了後の2年間は代議員として選任されることができない。

- 1) 前条第1項第2号から第4号までの規定に違反したとき。
- 2) 前条第4項によって、引き続いて2回、総会に出席しなかったとみなされたとき。

第4条 この規則は、理事会及び総会の議決によって変更することができる。

第5条 この規則は、理事会及び総会の議決によって廃止することができる。

新案(一般社団法人;差異点____)

第1条 この法人(以下、本会と略記)の代議員については、本会の定款に定められたことのほか、この規則による。

第2条 代議員は、本会の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、法人法という)上の社員として、本会の目的を達成するため次の義務を履行しなければならない。

- 1) 本会の社員総会(以下、総会と略記)に出席すること。
- 2) 本会の事業を推進すること。
- 3) 本会の適正な運営を図ること。
- 4) 社員総会が代議員の義務として定めた事項を履行する【削除】

2 理事長の通知した開催時刻を過ぎて30分後までに社員総会の会場に入場しなかった代議員は、社員総会に出席しなかったとみなす。ただし、やむを得ない理由のため社員総会に出席できなかったと理事会が認めたときは、本項を適用しない。

3 代議員は、前項の規定によって社員総会に出席しなかったとみなされた後においても、社員総会の会場に入場することができる。

4 前項の規定によって社員総会の会場に入場した代議員は、入場した後の社員総会の議事について、本会の法人法上の社員としての権利を行使することを妨げず、かつ、義務を履行することを妨げない。

第3条 代議員は、次の各号の一に該当するときは、その任期満了後の2年間は代議員として選任されることができない。

- 1) 前条第1項第2号から第4号までの規定に違反したとき。
- 2) 引き続いて2回、社員総会に出席しなかったとみなされたとき。

第4条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって変更することができる。

第5条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって廃止することができる。

附則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人日本外科学会 社員総会規則案(定款施行細則第6号)

現行(社団法人【総会規則】)

第1条 この法人(以下、本会と略記)の総会については、本会の定款に定められたことのほか、この規則による。

第2条 総会は、定款第32条に定められた事項のほか、本会の運営に関する重要事項を審議し、議決する。

2 非選挙代議員候補者は、代議員として選任される前であっても、次期通常総会の議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示することができる。

第3条 次期及び次々期総会の開催時期及び開催地は、総会で定める。

第4条 特別会員及び名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

第5条 この規則は、理事会及び総会の議決によって変更することができる。

第6条 この規則は、理事会及び総会の議決によって廃止することができる。

新案(一般社団法人;差異点____)

第1条 この法人(以下、本会と略記)の社員総会については、本会の定款に定められたことのほか、この規則による。

第2条 社員総会は、定款第20条に定められた事項のほか、本会の運営に関する重要事項を審議し、決議する。
【削除】

第3条 次期以降の定時社員総会の開催時期及び開催地は、社員総会で定める。

第4条 特別会員及び名誉会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。

第5条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって変更することができる。

第6条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって廃止することができる。

附則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人日本外科学会 定期学術集会規則案(定款施行細則第7号)

現行(社団法人)

- 第1条 この法人(以下、本会と略記)は、本会の定款(以下、定款と略記)第4条第1号に定める会員の研究発表会の一として、定期学術集会を開催する。
- 第2条 定期学術集会は、毎年1回、理事長が招集し、通常総会の後に、その開催地において開催する。
- 2 定期学術集会の通算回数は、この規則が施行される前の本会総会の回数を継承する。
- 第3条 定期学術集会の招集は、遅くとも1カ月前までに、日時、場所及び日程を記載した機関誌をもって通知する。
- 第4条 定期学術集会は、会頭が主宰する。
- 2 会頭及び次期会頭の任期は、1年とし、定期学術集会終了の翌日に始まり、次期定期学術集会終了の日に終わる。
- 3 次期会頭は、会頭として、次期定期学術集会を主宰する。
- 4 次期会頭は、会頭を補佐する。
- 【新設】
- 第5条 会頭及び次期会頭は、その業務を補佐させるため、会員の中から理事長に幹事候補者を推薦することができる。
- 2 理事長は、会頭及び次期会頭から推薦された幹事候補者を幹事として委嘱することができる。
- 3 幹事は、無給とする。ただし、幹事には費用を弁済することができる。
- 第6条 会頭が定期学術集会を主宰できないときは、理事会は、幹事の意見聴取を経て、定期学術集会の主宰代行者を議決する。
- 2 定期学術集会の主宰代行者は、理事長が委嘱する。
- 3 定期学術集会の主宰代行者の任期は、委嘱された日に始まり、定期学術集会の業務終了の日に終わる。
- 第7条 この規則について疑義を生じたときは、理事会の議決によって決し、次期通常総会の承認を受ける。
- 第8条 この規則は、理事会及び総会の議決によって変更することができる。
- 第9条 この規則は、理事会及び総会の議決によって廃止することができる。

新案(一般社団法人;差異点____)

- 第1条 この法人(以下、本会と略記)は、本会の定款(以下、定款と略記)第4条第1項第1号に定める会員の研究発表会の一として、定期学術集会を開催する。
- 第2条 定期学術集会は、毎年1回、理事長が招集し、定時社員総会の後に、その開催地において開催する。
- 2 定期学術集会の通算回数は、社団法人日本外科学会定期学術集会の回数を継承する。
- 第3条 定期学術集会の招集は、遅くとも1カ月前までに、日時、場所及び日程を記載した機関誌をもって通知する。
- 第4条 定期学術集会は、会頭が主宰する。
- 2 会頭及び次期会頭並びに次々期会頭の任期は、1年とし、定期学術集会終了の翌日に始まり、次期定期学術集会終了の日に終わる。
- 3 次期会頭は、会頭として、次期定期学術集会を主宰する。
- 4 次期会頭は、会頭を補佐する。
- 5 次々期会頭は、会頭として、次々期定期学術集会を主宰する。
- 第5条 会頭及び次期会頭は、その業務を補佐させるため、会員の中から理事長に幹事候補者を推薦することができる。
- 2 理事長は、会頭及び次期会頭から推薦された幹事候補者を幹事として委嘱することができる。
- 3 幹事は、無給とする。ただし、幹事には費用を弁済することができる。
- 第6条 会頭が定期学術集会を主宰できないときは、理事会は、幹事の意見聴取を経て、定期学術集会の主宰代行者を決議する。
- 2 定期学術集会の主宰代行者は、理事長が委嘱する。
- 3 定期学術集会の主宰代行者の任期は、委嘱された日に始まり、定期学術集会の業務終了の日に終わる。
- 第7条 この規則について疑義を生じたときは、理事会の決議によって決し、社員総会の決議を受ける。
- 第8条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって変更することができる。
- 第9条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって廃止することができる。

附則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。